

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会

第一 目的

本実施要領は、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会（以下「本会」という。）が平成24年10月22日に制定した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「事業者等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月13日に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という。）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電利用ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を本団体へ提出しなければならない。

第四 本会が行政機関等から認定申請者の情報を取得することの同意書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記2で定める「本会が行政機関等から認定申請者の情報を取得することの同意書」を本会へ提出しなければならない。

第五 審査及びその結果の通知

- 1 本会は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。

- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第六及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 本会は、認定を否決した場合は申請者に通知するものとする。

第六 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第七 事業者認定書の交付及び公表

- 1 本会は第五に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記3で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日をホームページ等で公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。
- 3 事業者認定にかかる認定手数料等の経費は別途定める。

第八 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号、合法木材或いは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材又は発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスのいずれかであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記4とする。

第九 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記5で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、本団体へ報告する。
- 2 本会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第十 立入検査等

本会は、必要に応じて、認定事業者による合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かの検査、また不法行為の有無についての調査を行うものとし、認定事業者は、本会から検査等を行う旨通知を受けた場合は、誠実に対応しなければならない。

第十一 認定事業者の取り消し等

- 1 本会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定事業者に対し、指導、改善の命令、認定の停止、認定の取り消し（以下「認定の取り消し等」という）を行うことができるものとする。
また、その際、本会は、事業者名、認定取り消し等の事実、認定取り消し等の理由等を本会のホームページ等に公表することができるものとする。
 - ① 認定事業者が発行する証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請（別記6）があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
 - ④ 認定事業者が盗伐や誤伐、無届け伐採行為を行ったとき。
 - ⑤ 認定事業者が第九に規定する報告を怠ったとき、並びに第十に規定する誠実な対応が得られなかったとき。
 - ⑥ 認定事業者が森林法、自然公園法、宮崎県立自然公園条例違反の容疑により公訴を提起され、罰金刑以上の刑を宣告されたとき。

- ⑦ 認定事業者が、行政機関から法令違反・不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令に至ったとき。
- ⑧ 認定事業者が、森林法等除く法令等において、認定事業者が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提訴され、罰金刑以上の刑を宣告されたとき。
- ⑨ 認定事業者が暴力団若しくは暴力団員である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているとき。
- ⑩ その他、事業者認定の制度趣旨に反する不適切な行為が認められたとき。

2 本会は、認定を取り消したときは、別記7で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成24年10月22日から施行する。

附則 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。